

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県会計規則の一部改正
- 災害救助法施行細則の一部改正
- ◇告示 土地改良区役員の退任及び就任
- 分任出納員の委任
- 結核予防法による定期外の健康診断
- 森林区域の一部改正
- 新たに許可すべき伐採立木材積数量
- 基本測量の実施

## 規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十三号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県本支金庫派出歳入金取扱所は、納入より現金の納付を受けたときは、前項の例によりこれを処理しなければならない。

第六十八条に次の一項を加える。

4 県金庫は、第五十九条の規定による数人の債権者への支払のための支払通知（様式第二十四号）を受けたときは、支出振替金として受人整理し、債権者に支払のつ、度これを払出整理しなければならない。  
第六十九条に次の一項を加える。

2 前項の規定により送金したときは、支払通知（様式

第二十四号)の裏面又は金額氏名表(様式第二十六号)に送金方法及びその年月日を記載しなければならない。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 県本金庫は、各支金庫の支払未済金を取りまとめ、その内容を支払未済金報告書(様式第三十二号)により出納長に報告しなければならない。

2 出納長は、前条第一項及び前項の報告を受けたときは、その額を現年度の歳入に受け入れなければならない。

第一百六条に次の一項を加える。

2 県本支金庫派出歳入金取扱所は、収入振替金として受入した現金を県本金庫に回送しなければならない。

第二百二十九条第一項中「県支金庫」を「県支金庫及び県本支金庫派出歳入金取扱所」に改める。

第三百三十三条を次のように改める。

(県金庫の証ひ、よう書の編さん)

第三百三十三条 県金庫は、毎日歳入金(解別、会計別)、

歳出金(解別、会計別)、歳入歳出外現金(解別、分類別)、収入振替金(金庫別)、支出振替金(金庫別)、回送金の種別ごとに取りまとめて仕切伝票を調製し、取扱件数及び金額を記入整理しなければならない。

2 県金庫は、証ひ、よう書の編さんに当つては、対照表別、会計別、年度別及び月別として表紙をつけ、歳入下戻証ひ、よう書、定額戻入証ひ、よう書及び年度(会計)更正通知書(様式第二十二号)は、当該書類の末尾に編さんしなければならない。

第一百四十条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に改め、同条第六項を削る。

第二百七条第六号及び第七号中「現金出納簿(様式第八十七号)」を「現金日計簿(様式第八十七号)」に改め、同条に次の一号を加える。

八 県本支金庫派出歳入金取扱所

現金日計簿(様式第八十七号)

回送金受払内訳簿(様式第八十九号)

収入振替金内訳簿(様式第九十号)

第二百八条第一号中「備品貸与簿(様式第六十二号)」を「備品貸与簿(様式第六十二号)」「消耗品交付簿(様式第六十五号)」「出納員のみ」に改める。

別表一、区分の欄中「農業試験場」を「農業試験場」「果樹試験場」に改める。

鳥取県会計規則附属様式中「第八十七号 現金出納簿(ノ)」を「第八十七号 現金日計簿(県金庫、県本支

様式第五十一号

昭和 年度 昭和 年 月 日 県金庫現金現在高報告表 No.

金 計 名	前日 残 高	受 入	高 払	本日 残 高	支払未済高
一 一般 会計	円		円	円	円
(特別会計は会計名)					
歳入 歳出 外 現金					
一時 借 入 金					
金 庫 銀 行					
その他 金 融 機 関					
別 段 預 金					回送金等 千円
合 計					

金庫派出歳入金取扱所)」に、「第八十八号 歳入歳出外現金出納簿(ノ)」を「第八十八号 歳入歳出外現金出納簿(県金庫)」に、「第八十九号 回送金受払内訳簿(ノ)」を「第八十九号 回送金受払内訳簿(県金庫、県本支金庫派出歳入金取扱所)」に、「第九十一号 支出振替金内訳簿(ノ)」を「第九十一号 支出振替金内訳簿(県金庫)」に改める。

様式第五十一号を次のように改める。

上記のとおり報告します。

鳥取県出納長 何々殿

様式第八十二号中「予算令達済通知受領額」及び「予算令達済額」の項を削る。

様式第八十七号中「現金出納簿」を「現金日計簿」と改め、同様式の備考を次のように改める。

この帳簿は、毎日仕算の終つたとき、歳入金、歳出金、歳入歳出外現金、回送金、収入振替金、支出振替金の種別、且つ、年度、会計別に仕切伝票により日計を記載するものとする。

附 則

この規則は、昭和三十四年九月一日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和 年 月 日  
鳥 取 県 本 金 庫 圖

昭和三十四年九月一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年一月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の二号を加える。

一二 死体の搜索及び処理

一 死体の搜索

1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

2 死体の搜索のため支出することができる費用

は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人夫賃とし、当試地域における通常の実費とする。

3 死体の搜索の期間は、災害発生の日から十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な期間を延長することができる。

二 死体の処理

1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

2 死体の処理は、次の範囲内において行う。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 検案

3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。

4 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げるところによる。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当り三〇〇円以内の額とする。

ロ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するため既存建物を利用する場合は通常当該施設等の借上について必要な額とし、既存建物を利用できない場合は、一体当り三、三平方メートルの範囲内で五、〇〇〇円以内の額とする。

ハ 検案が救護班によることのできない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ニ 死体の処理のため必要な輸送費及び人夫賃は、当該地域における通常の実費とする。

5 死体の処理を実施することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な期間を延長することができる。

一三 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、

- 竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 1 自らの資力をもつてしては障害物を除去することのできない者に対して行う。
  - 2 居室、炊事場その他日常生活に欠くことのできない部分に障害となるものが運び込まれた場合に限る。
  - 3 障害となるものの除去をを行うる戸数は、当該市町村の半壊及び床上浸水した戸数の三パーセントの範囲内とする。
  - 4 障害となるものの除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具の借上費、輸送費及び人夫賃とし、一戸当り五、〇〇〇円以内の額とする。
  - 5 障害となるものの除去を実施することができない期間は、災害発生の日から十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難しい場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な期間を延

長することができる。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、三朝土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事	岸田 誉蔵	東伯郡三朝町大字砂原
"	岸田 友蔵	"
"	御船 衛	"
"	藤井 春蔵	三朝
"	足立善之助	"
"	松原 三郎	山田

就任した役員の名及び住所

理事	岸田 友蔵	東伯郡三朝町大字砂原
"	松原 惇一	山田
"	御船 衛	三朝
"	松原 四郎	横手
"	足立善之助	三朝
"	大丸 勲	山田
"	岸田 誉蔵	砂原
"	松原 三郎	山田
"	松原 怜次郎	横手

昭和三十四年五月二十日総選挙の結果当選し、五月三十日就任、任期三年。

鳥取県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、大沢土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事	井上吉男	米子市東福原
"	潮 孝道	"
"	戸田 義一	西福原

国尾 春吉	大先安五郎	梶原理三郎	戸田 利昭	倉立 俊明	岩本 茂	森井 鉄夫	田平 勝晴	宮原 利徳	永恵清太郎	宮西 利雄	松田 明雄	北尾 忠治	井上 豊茂	谷森 寛	小別所貞徳	井原喜三雄	山本 春信
倉吉市小田	勝田町	中島	安倍	上福原	両三柳	両三柳	米原	東福原	両三柳	上福原	上福原	上福原	上福原	上福原	上福原	上福原	上福原

菅田 明	中山 典治	大西吉重郎	大田 茂寿	井上 光恵	亀尾真寿夫	川見 義昌	吉田時治郎	細田 筆久	清水 正朝	井上万吉男	潮 孝道	戸田 義人	国尾 春吉	大先安五郎	梶原理三郎	国岡 元治
米子市米原	西福原	米原	西福原	東福原	上福原	立町四丁目	旗ヶ崎	旗ヶ崎	米原	米子市東福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原

就任した役員の名及び住所

理事

渡辺 嘉吉	清水 正朝	政木 弘	森田 常蔵	戸田 利昭	倉立 俊明	岩本 茂	森井 鉄夫	田平 勝晴	宮原 利徳	永恵清太郎	宮西 利雄	細田 筆久	松田 明雄	北尾 忠治	井上 豊茂	谷森 寛	小別所貞徳
米原	東福原	両三柳	両三柳	両三柳	両三柳	両三柳	両三柳	両三柳	両三柳	両三柳	両三柳	上福原	上福原	上福原	上福原	上福原	上福原

井原喜三郎	山本 春信	井上 光恵	宮西 重文	亀尾真寿夫	荒島 茂宣	川見 義昌	吉田時治郎
勝田町	倉吉市小田	米子市東福原	両三柳	上福原	旗ヶ崎	立町四丁目	旗ヶ崎

昭和三十四年五月二十八日総代会において総選挙の結果当選し、八月三十日就任、任期四年

鳥取県告示第四百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第五項の規定により準用する同法第七十条第三項の規定に基づき、出納長をして次に掲げる事務を鳥取県果樹試験場分任出納員に委任させた。

昭和三十四年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 分場で取扱う収入金を現金で受領し、及び領収証書を発行する事務並びに分場で生産又は収穫した物品の  
出納保管事務

鳥取県告示第四百七十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条の規定に基く定期外の健康診断を次のとおり実施する。

昭和三十四年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 健康診断を受けるべき者

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百十七号)第一条の規定により、あん摩師、はり師又はきゆう師の免許を有しその業をしている者

二 健康診断の実施期日

昭和三十四年八月二十日より

九月十日まで

三 検診の場所 鳥取保健所

四 健康診断の実施区域 鳥取市、岩美郡

鳥取県告示第四百七十四号

昭和三十二年十一月鳥取県告示第六百三十四号(森林区の区域)の一部を次のように改正する。

昭和三十四年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取B基本計画区の12森林区の項中「八頭村及び丹比村」を「八東町」に改める。

鳥取C基本計画区の22森林区の項中、「由良町」を削る。

鳥取E基本計画区の各項を次のように改める。

鳥取E基本計画区39森林区 日野町(旧根雨町) 40  
" " " (旧黒坂町) 41  
" " " (旧石見村) 42  
" " " (旧福栄村) 43  
" " " (旧多里村) 44  
" " " (旧日野上村) 45  
" " " (旧山上村) 46  
" " " (旧高宮村)

鳥取県告示第四百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十六条第七項の規定により昭和三十四年度の新たに許可すべき

伐採立木材積数量を次のとおり定める。

昭和三十四年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

基本計画区	森林区	制 限				林 種			
		針 葉 樹	闊 葉 樹	雑 木	雑 木	針 葉 樹	闊 葉 樹	雑 木	雑 木
區	區	出 伐 量 (m³)	出 伐 量 (m³)	主 計 (m³)	主 計 (m³)	主 計 (m³)	主 計 (m³)	主 計 (m³)	主 計 (m³)
A	1	1,248	126	1,374	3,565	422	427	601	
	2	5,088	712	5,800	1,684	900	1,442	1,621	
	3	702	81	783	6,798	83	418	418	
	4	1,287	271	1,558	27	2,354	1,406	3,057	
	5	1,027	235	1,262	42	2,098	1,327	2,789	
	6	2,345	142	2,487	1,683	4,488	2,246	5,551	
	7	840	1,127	1,967	281	3,647	1,464	4,379	
	8	705	68	773	1,353	3,791	2,251	4,907	
	9	1,711	142	1,853	313	2,843	755	3,221	
	10	1,712	586	2,298	89	755	1,692	1,692	
	11	1,420	226	1,646	2,278	2,706	1,938	3,284	
小計	16,545	3,716	20,261	20,506	23,674	15,370	31,487		
B	12	10	907	10	4,537	3,947	3,307	5,237	
	13	8,006	199	8,113	12,327	7,761	10,882	12,146	
	14	7,400	1,743	7,599	15,311	3,363	5,701	5,733	
	15	18,630	7,743	26,373	6,586	6,902	5,644	7,751	
	16	3,594	2,926	6,520	2,327	3,554	3,691	4,747	
	17	4,668	829	5,497	1,737	4,970	2,204	5,672	
	18	6,508	1,286	7,794	13,719	11,665	9,578	15,488	
19	1,446	125	1,571	324	2,114	3,022	3,588		

20	1,762	1,605	3,367	3,671	3,671	2,227	4,404	4,413
21	412	76	488	1,306	1,306	1,923	2,320	3,244
小計	52,436	13,666	63,102	69,115	61,815	48,326	50,373	69,057
22	419	280	699	844	844	2,018	182	2,109
23	423	83	506	1,243	1,243	1,709	473	1,948
24	693	206	899	1,963	1,963	1,205	198	1,304
25	3,357	398	3,755	2,038	2,038	499	122	560
26	853	180	1,033	5,524	5,524	1,592	378	1,781
27	1,175	235	1,410	597	597	7,332	666	7,658
28	259	69	328	297	297	2,928	633	3,183
29	523	139	661	426	426	4,180	458	4,409
30	84	6	90	87	87	1,840	240	1,960
小計	7,786	1,595	9,381	13,019	13,019	23,303	3,415	24,914
31	205	-	205	-	-	1,093	710	1,448
32	1,317	136	1,453	636	636	4,092	2,081	5,129
33	1,711	-	1,711	9	9	5,986	1,950	7,936
34	20	36	56	15	15	4,824	2,109	6,931
35	3,400	632	4,032	3,777	3,777	1,629	1,036	2,142
36	1,265	433	1,698	1,083	1,083	1,789	1,136	2,357
37	-	80	80	5,235	5,235	1,548	1,759	2,428
38	1,840	141	1,981	4,797	4,797	1,295	1,014	1,802
小計	8,218	1,458	9,676	15,552	15,552	22,256	11,795	30,173
39	5,778	1,576	7,354	4,539	4,539	7,166	15,520	14,357
40	398	-	398	210	210	7,506	9,470	12,088
41	1,152	122	1,274	5,510	5,510	2,532	7,619	7,619
42	1,22	307	429	16,200	16,200	2,548	2,159	3,605
43	-	147	147	-	-	3,214	5,644	6,022
44	801	4,123	4,924	9,205	9,205	8,663	3,493	10,167
45	722	625	1,347	12,921	12,921	3,591	674	674
46	5,781	133	5,914	21,915	21,915	3,591	1,106	4,144
小計	14,754	7,033	21,787	70,500	70,500	35,220	45,684	58,676

鳥取県告示第四百七十六号

次のとおり基本測量を実施する旨、建設省地理調査所  
長から通知を受けた。

昭和三十四年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量(三、四等三角測量)

〃 (二等多角測量)

二 作業期間 昭和三十四年八月二十日から同年十月

三十一日まで

昭和三十四年八月二十日から同年九月

十五日まで

三 作業地域 西伯郡名和町、大山町、中山町

東伯郡赤碓町

米子市

西伯郡日吉津村、淀江町、伯仙町、岸  
本町

合計	99,739	29,468	129,207	181,392	181,392	152,779	126,637	213,307
----	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------